

雇児総発0728第1号

雇児母発0728第1号

平成22年7月28日

各 都道府県
指定都市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長
母子保健課長

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げる。

さて、今般、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会により「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第6次報告）（以下「6次報告」という。）が取りまとめられるとともに、平成21年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数（速報値）及び平成21年度において実施された出頭要求等を取りまとめたので送付する。

については、6次報告の内容を把握し、その内容や下記の事項に留意の上、児童虐待の対応の徹底に努めて頂くとともに、管内関係機関及び管内市区町村に対して周知方をお願いする。

なお、6次報告については、都道府県教育委員会及び都道府県警察には、それぞれ文部科学省及び警察庁から送付されるとともに、周知を図るための通知（達）が発出される予定であることを申し添える。

※ 6次報告については、厚生労働省のホームページにも掲載している。



第6次報告の周知について 記

1 第6次報告の周知について

国においては、子ども虐待による死亡事例等重大事例が発生した際の検証を、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、各地方公共団体からの報告等を基に実施しているところである。

今般公表された6次報告では、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の事例について分析検証されるとともに、「虐待を受けた児童の安全確認・安全確保及び児童虐待による死亡事例等の検証等について」（平成20年8月1日付け雇児総発0801002号）に基づき、地方公共団体が行った子ども虐待による死亡事例の検証状況についての検証も行われ、発生事例及び地方公共団体の検証方法について課題を明らかにするとともに、具体的な改善策が提言されているので、報告内容を熟知していただき、貴自治体における児童虐待防止対策の充実に資されたい。

2 児童虐待の対応体制の充実について

（1）相談しやすい体制の整備

6次報告においては、生後間もない日齢0日で死亡した事例が相当数あり、これらの事例については、日齢1日以上で死亡した事例に比べ妊婦健診の未受診や母子健康手帳の未発行などの割合が高い結果であった。また、望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と妊娠に悩む者が相談をしやすい体制の整備、相談先の周知徹底が提言されている。

このような死亡事件防止のためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ支援につなげることが必要と考えられるので、妊娠について悩む者が相談できる体制の充実と相談できる機関についての周知を徹底するとともに、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めること。

（2）地域ぐるみの児童虐待対応について

児童虐待への対応は、市町村や児童相談所を始め、関係機関が連携して取り組むとともに、地域住民の力を結集することが重要であることから、地域住民が児童虐待対策に意識を向けるように、ホームページや広報誌等により、通告先だけでなく虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに通告する義務があること、通告者の秘密は守られること、通告が子どもや保護者への支援につながることをこれまで以

上に積極的に周知すること。

また、通告や相談の最初の接触は、電話を使用する場合が多いと考えられることから、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」の周知に努めること。

(3) 母子保健施策と児童虐待対応の一体的な取組について

乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診は、児童虐待のリスク要因のひとつとして挙げられており、今回の6次報告においても、乳幼児健診の未受診率は1歳6か月児健診で5割弱、3歳児健診で2割強であり、一般の未受診率を上回ることが報告され、乳幼児健診未受診者については、その把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、子どもの安全確認を行うべきことが提言されている。

これらのことから、乳幼児健診を担当する部署は、乳幼児健診等の機会を通じて、未受診者の把握と訪問等による受診勧奨を徹底するとともに、受診勧奨を行ってなお未受診の状態が続いている場合には、当該家庭に関する情報を集約して、児童福祉担当部署、要保護児童対策地域協議会調整機関等を交えて対応を検討し、子どもの状態を確認することを徹底すること。

なお、子どもの状態がどうしても確認できない場合には、市町村から児童相談所に事例の送致を行い、立入調査等により安全確認を実施するなど、子どもの安全を第一に考えた対応に努めること。

(4) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

今回、取りまとめられた「6次報告」では、児童相談所や市町村等関係機関が関わりのあった事例で死亡に至った事例は減少しているものの、死亡事例の中には、基本的な対応に課題があったと考えられる事例もあることから次の点について対応を徹底すること。

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわざ必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確認が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

監査・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等においての積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

3 児童虐待に対応する職員の専門性の確保について

児童虐待は、家族の過去から現在に渡る複雑かつ多様な問題に起因しており、この問題を適切に把握して的確に対応する職員には、医療・保健・福祉・心理等の様々な分野の知識と援助技術を備えることが必要である。このため、児童相談所及び市区町村（児童虐待への対応部署）の職員には、社会福祉援助技術を持った専門職等の確保・配置に努めるとともに、研修等についても機会の拡充及び内容の充実等を図ること。